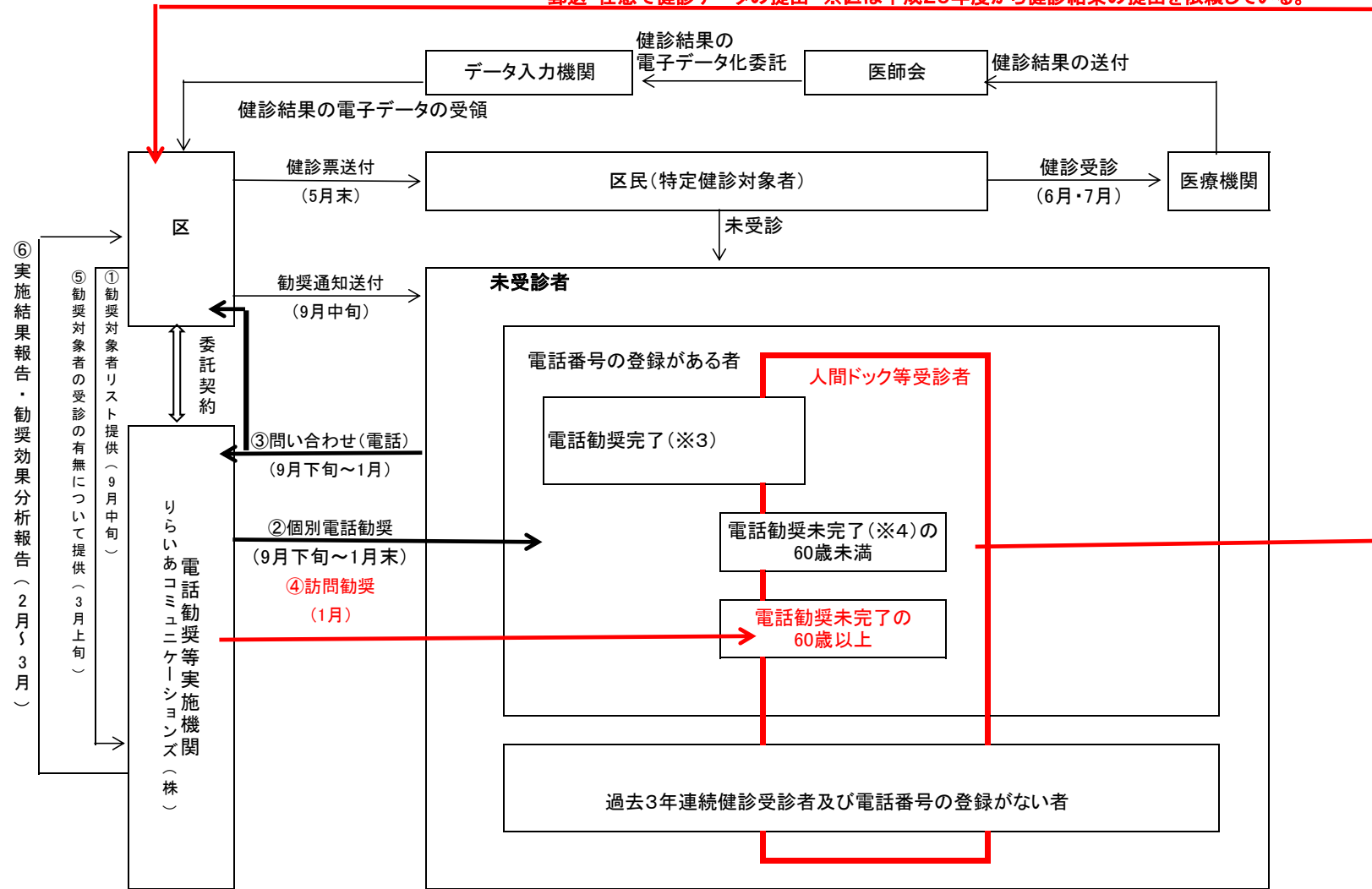


特定健康診査受診勧奨等事業の流れ

(資料35-1)

郵送・任意で健診データの提出 ※区は平成20年度から健診結果の提出を依頼している。



※1 特定健診は6月から開始する。7月末までに未受診の者に対し、9月から受診勧奨等事業を開始する。

※2 赤字は、今回追加する内容

※3 電話勧奨完了とは、電話勧奨により、特定健診を受診する、又は受診しないとの回答があったことをいう。

※4 電話勧奨未完了とは、電話が繋がらない、又は特定健診を受診する若しくは受診しないとの回答がないことをいう。